

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会運営規則（案）

平成19年3月16日

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会決定

第1条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定、平成19年2月1日一部改正）及び科学技術・学術審議会計画・評価分科会運営規則（平成13年2月27日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定、平成19年2月6日一部改正）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 部会は、委員及び臨時委員の合計20名程度で組織する。

第3条 部会は、研究計画・評価分科会において定められた所掌事務のうち、特定の事項について調査審議を行う必要がある場合は、~~作業部会ワーキンググループ（以下「WG」という。）~~を置くことができる。

- 2 ~~作業部会WG~~の名称及び所掌事務は、部会長が部会に諮って定める。
- 3 ~~作業部会WG~~に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、部会長が指名する。
- 4 ~~作業部会WG~~に主査を置き、当該~~作業部会WG~~に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。
- 5 主査は、当該~~作業部会WG~~の事務を掌理する。
- 6 ~~作業部会WG~~の会議は、主査が招集する。
- 7 主査は、~~作業部会WG~~の会議の議長となり、議事を整理する。
- 8 主査に事故があるときは、当該~~作業部会WG~~に属する委員等のうちから適宜その職務を代理する。
- 9 主査は、~~作業部会WG~~における調査の経過及び結果を部会に報告するものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、~~作業部会WG~~の議事の手続その他~~作業部会WG~~の運営に関し必要な事項は、主査が~~作業部会WG~~に諮って定める。

第4条 部会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 部会長の選任その他人事に係る案件。
- 二 行政処分に係る案件。
- 三 前2号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件。

第5条 部会長は、部会の議事録を作成し、部会所属の委員及び臨時委員に諮った上で、これを公表公開するものとする。

- 2 部会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が部会所属の委員及び臨時委員に諮った上で、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

第6条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。